

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）に基づく、特定流通業務施設の基準等については流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）において定められている。

今般、第190回国会において流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号。以下「改正法」という。）が成立・公布され、法が改正されたため、施行規則に定める特定流通業務施設の基準について所要の改正を行うとともに、申請書の経由等について規定する必要がある。

2. 概要

(1) 特定流通業務の施設の整備に関して総合効率化計画に記載すべき事項（第1条関係）

今般、総合効率化計画の任意記載事項とされた、特定流通業務施設に関する記載事項として「特定流通業務施設の整備主体及び整備の時期」や「特定流通業務施設が貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合におけるその概要」等と定めることとする。

(2) 特定流通業務施設の基準（第2条関係）

特定流通業務施設の定義が改正されたことに伴って以下の点について改正を行う。

- ① 特定流通業務施設が有すべきものとして、荷さばきの合理化を図るための自動仕分装置や自動搬送装置等を削除し、新たに輸送の合理化を図るための営業所等や到着時刻表示装置を求める。
- ② 営業倉庫については、税制特例措置の要件との整合性を図ることとする。

(3) 認定等の申請の経由について（第3条、第4条、第5条関係）

法第4条第1項の認定の申請等に当たっては、二以上の地方支分部局の管轄区域内にまたがるものについては主務大臣自らが行うこととなったことに伴って、港湾流通拠点地区に関するものは地方整備局を、貨物流通事業者が実施するものについては地方運輸局を経由して申請すること等とする。

(4) 海上運送法等の特例を活用する場合の申請書類について（別表第1、第2関係）

海上運送法等の特例が追加されたことに伴って、当該特例を適用する場合の申請書添付書類について、元の法律に基づく必要書類と同様のものを求めることとする。

(5) その他所要の改正を行う。

(6) 施行期日

この省令は、改正法の施行日と同じ平成28年10月1日から施行することとする。

3. スケジュール

公	布	平成28年9月30日（金）
施	行	平成28年10月1日（土）